

幡多年金事務所による今月の年金相談

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

日時 12月17日(火) 9時30分～12時、13時～15時 場所 宿毛市役所

受付 市民課年金係 予約 幡多年金事務所へ直接予約の電話

必要な物

本人が申請する場合

- 年金手帳や基礎年金番号通知書または年金証書
- 年金手続きであれば送られてきた書類一式
- 本人確認ができるもの(マイナンバーカード等)
- マイナンバーのわかるもの

代理人が申請する場合

- 委任状
 - 代理人の本人確認ができるもの
- ※詳細は予約の際にお尋ねください。

インターネット予約(幡多年金事務所での相談)

- ご自身の都合に合わせてスムーズに相談できます!
- 夜間・休日にも相談の予約ができます!
- 相談する日の前日にメールでお知らせが届きます。

受付時間 8時～23時30分(土・日・祝日を含む) ※システムメンテナンスにより停止することがあります。

予約可能日 翌々開所日以降

ご予約はこちらから

- スマートフォン・携帯電話
二次元コードからご予約!



日本年金機構 HP

- パソコン
「日本年金機構 予約相談」で検索!

※ご予約の際は基礎年金番号がわかるもの(基礎年金番号通知書、年金手帳、納付書など)をお手元にご用意ください。

マイナンバーカードの保険証利用

問 市民課 ☎ 62-1233

マイナンバーカードと保険証が一体化

従来の健康保険証
は12月2日(月)
に新規発行が終了

12月2日(月)からマイナンバーカードの保険証利用を基本とする仕組みに移行しますが、現在お持ちの「宿毛市の国民健康保険被保険者証」および「高知県後期高齢者医療制度の被保険者証」は有効期限(最長で令和7年7月31日)までご使用いただけます。有効期限が切れるまでは廃棄せずにお持ちください。

マイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」が交付

次の方には申請不要で「資格確認書」が交付されます。

- マイナンバーカードを取得していない方
- マイナンバーカードを保険証として利用する登録をしていない方(マイナ保険証の利用登録解除をした方・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方を含む)

マイナ保険証を保有していなくても「資格確認書」を持参することで、これまで通り医療機関を受診することができます。

※後期高齢者医療保険は令和7年7月31日までの暫定的な運用として、新たに資格を取得される方や資格情報が変更となる方にはマイナ保険証の保有状況にかかわらず、「資格確認書」を交付します。

保険証として利用するには登録が必要

次のところで利用登録手続きができます。

マイナポータル 医療機関 調剤薬局

市民課窓口でも利用登録手続きのサポートを行っています。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

保険証利用登録の解除

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書を提出していただくことで、マイナ保険証の利用登録の解除ができます。利用登録の解除を申請した方で有効な保険証をお持ちでない方には、「資格確認書」を交付します。